

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 28 年 10 月 3 日発行
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 神藤 謙治
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

相続人に未成年者がいる場合の注意点

相続人に未成年者がいる場合の遺産分割協議を行う際には大きな問題に発展する可能性がありますので、その注意点について確認してみます。

1. 相続人に未成年者がいる場合には親権者は特別代理人を選任

民法 5 条では未成年者が法律行為をする場合は、その法定代理人（原則として親権者である親）の同意を得なければならない旨を定めています。この同意を得ないで行った未成年者の法律行為は親権者によって取り消すことができますので、未成年者単独では遺産分割協議はできないのが実状です。また、未成年者の親権者と未成年者の利益関係が衝突する行為（以下「利益相反行為」）の場合には、親権者は未成年者の利益を保護するために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければなりません。例えば、『父が死亡した場合に、共同相続人である母と未成年の子どもの間で行う遺産分割協議』は利益相反行為に該当します。

2. 未成年者の親族が特別代理人になる場合には注意が必要

親権者が指名人を選任する請求をしない限りは、原則として家庭裁判所は弁護士等の専門家を特別代理人に選任します。専門家である弁護士が特別代理人となる場合は手続きを迅速に行うことが可能ですが、別途報酬を支払う必要があります。それ以外では利益相反しない親族（祖父母・叔父・叔母など）が特別代理人になることが一般的ですが、この場合には注意が必要です。まず、親権者が特別代理人の選任の請求をする際には、原則として家庭裁判所は遺産分割協議書案の添付を求めますが、これは未成年者の相続分が法定相続分以上で未成年者の利益が保護されていることを確認するため、添付が無ければ家庭裁判所の許可が下りないのが一般的です。尚、弁護士が特別代理人となる場合には遺産分割協議書案の添付は求めることはなく、家庭裁判所の審理が終了するのは問題のない事案で 2～3 週間です。遺産分割協議案を作成してから特別代理人の選任の請求をしなければなりませんので、相続後速やかに財産を確定し、遺産分割協議案をまとめないと申告期限に間に合わないと思われます。例えば、未成年者の相続人が 3 人いる場合にはそれぞれ別の特別代理人を選任しなければなりません。弁護士を選任すると報酬が高額になります。しかし、親族を選任すると家庭裁判所の審理が長引く恐れがあり注意が必要です。仮に相続税の申告期限までに遺産分割協議がまとまらなければ「小規模宅地等の特例」や「配偶者の税額軽減特例」が適用できないこととなり、相続税を一時的に多く納めなければならないなどの不利益が生じます。その後、原則として 3 年以内に分割された場合に、上記の特例を受けるためには、分割が行われた日の翌日から 4 月以内に更正の請求をしなければなりません。

3. 未成年者の遺留分は確保しなければならない為、遺言を作成する場合には遺留分を考慮

遺言を作成していない場合には遺産分割協議を行います。その場合、未成年者の法定相続分を確保しなければなりません。遺言を作成していれば、遺言通りに遺産を分割することになりますが、未成年者には遺留分が保証されていますので、法定相続分を渡さない遺言を作成する場合には注意が必要です。なぜならば未成年者の相続分が遺留分以下になると、遺留分の減殺請求権が生じますので、未成年者である相続人のために特別代理人を選任し、その権利を保全する必要があります。

よって後々のトラブルを回避するためには、未成年者である相続人については遺留分を下回らないように注意して遺言を作成するとよいでしょう。

4. まとめ

相続人に未成年者がいる場合の注意点としては、①親権者は子のために特別代理人を選任する請求を家庭裁判所にしなければならないこと。②特別代理人の選任に時間がかかる場合などで、申告期限までに遺産分割協議がまとまらないうちで未分割の状態でも申告することになり、相続税の優遇措置が受けられないこと。③未成年者の遺留分は確保しなければならないため、遺留分相当の遺産を相続させなければ遺留分の減殺請求権が生じること等に注意が必要です。お悩みの方は是非当社までご相談下さい。